

被災地域農業総合復興支援事業における六郷ライスセンター建設工事に係る  
総合評価一般競争入札の実施に関する要綱

(平成26年2月20日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の品質確保に関する法律（平成17年法律第18号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）及び仙台市契約事務に関する審査委員会規程（平成6年仙台市訓令第18号。以下「審査委員会規程」という。）に定めるもののほか、令167条の10の2の規定に基づき被災地域農業総合復興支援事業（以下「事業」という。）における六郷ライスセンターの建設工事並びにこれに係る実施設計業務及び監理業務を一括して総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）により発注することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 仙台市競争入札実施要綱（平成6年6月6日市長決裁）、失格基準取扱要綱（平成19年3月30日市長決裁）及び業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成15年10月21日市長決裁）の規定にかかわらず、事業における六郷ライスセンターの建設工事（造成工事、建築工事、電気工事、管工事、外構工事、機械設備工事その他関連工事を含む。以下同じ。）並びにこれに係る実施設計業務（以下「実施設計業務」という。）及び監理業務（以下「監理業務」という。）で、一括して発注することが適当と市長が認めるもの（以下「対象工事等」という。）については、この要綱に定めるところによる。

(契約事務特別委員会への付議)

第3条 市長は、対象工事等に係る審査事項について、審査委員会規程第1条第1号に規定する契約事務特別委員会（第24条第7項において「特別委員会」という。）の審議に付すものとする。

(入札参加形態及び入札参加資格)

第4条 入札への参加形態は、単体企業又は対象案件に係る実施設計業務、建設工事及び監理業務をそれぞれ行おうとする複数の者を構成員として構成された連合体（以下「連合体」という。）とする。

2 入札への参加を希望する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 次のイからニまでに掲げる条件をすべて満たすこと

- イ 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと
- ロ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと
- ハ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと
- ニ 対象案件に対応した工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を受けた日から引き続き3年以上営業を継続していること又は相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると市長が認めるものであること

(2) 実施設計業務（連合体にあっては、実施設計業務を分担する構成員）について次のイからハまでに掲げる条件をすべて満たすこと

- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること
- ロ 一級建築士の資格を有する技術者を管理技術者及び担当技術者として業務に当たらせることができること
- ハ 本市の入札参加資格者名簿に登載されていること

- (3) 建設工事（連合体にあっては、建設工事を分担する構成員）について次のイからニまでに掲げる条件をすべて満たすこと
- イ 単体企業又は共同企業体であること
  - ロ 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること（共同企業体にあつては、構成員のすべてが本市の入札参加資格者名簿に登録されていること）
  - ハ 建設業法第26条の規定により対象工事に配置すべき専任の主任技術者及び監理技術者、現場代理人その他必要な人員を確保することができること
  - ニ 仙台市競争入札参加資格登録要綱（平成22年3月30日市長決裁）第10条第1項に規定する格付評点が当該建設工事について定める基準を満たしていること
- (4) 監理業務（連合体にあっては、監理業務を分担する構成員）について次のイからハまでに掲げる条件をすべて満たすこと
- イ 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること
  - ロ 一級建築士の資格を有する技術者を管理技術者及び担当技術者として業務に当たらせることができること
  - ハ 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて定める要件を有すること

（入札参加資格の審査方法）

第5条 前条の入札参加資格の審査方式は、入札後資格確認型によるものとする。

（入札公告）

- 第6条 入札公告には、規則第5条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について掲載するものとする。
- (1) 前2条の規定により定めた入札参加形態並びに入札参加資格及びその審査方式
  - (2) 技術提案その他の技術力の評価に必要な事項（以下「技術提案等」という。）の取扱いに関すること
  - (3) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項
- 2 入札公告は、仙台市公告式規則（昭和50年仙台市規則第70号）第2条第2項に定める方法によるほか、本市のホームページに掲載して行うものとする。

（入札説明書の交付等）

- 第7条 市長は、入札公告の日から入札公告で定める日までの間、公告事項を記載した入札説明書を適切な方法により希望者に提供するとともに、対象工事等の契約書案、仕様書等を閲覧に供するものとする。
- 2 対象工事等に関する質問は、入札公告で定める日までに、質疑応答書により市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により質問が提出された場合は、速やかに回答を作成し、入札公告で定める日までに、本市のホームページへの掲載その他の適切な方法により一般の閲覧に供するものとする。

（入札参加申請）

- 第8条 入札に参加しようとする者は、入札公告で指定する日までに、書留郵便により、入札参加申請書並びに仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）に基づく誓約書（以下「誓約書」という。）を市長に提出し、市長が指定する日までに、書留郵便により、入札書及び技術提案等に係る関係書類（次項において「入札書等」という。）を市長に提出して、入札参加申請をしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、連合体を構成し入札に参加しようとする者は、入札公告で指定する日までに、書留郵便により、入札参加申請書並びに連合体の競争入札参加資格審査申請書、協定書及び誓約書を市長に提出し、市長が指定する日までに、書留郵便により、入札書等を市長に提出して、入札参加申請をしなければならない。
- 3 前2項の規定により提出した文書（次項において「提出文書」という。）については、いかなる場合も、書

換え、差し替え、取消し又は撤回をすることができない。

- 4 提出文書が当該入札公告で指定する日又は当該市長が指定する日までに到達しなかった者は、対象工事等に係る入札に参加することができない。
- 5 市長は、第1項及び第2項の規定による提出を受けたときは、提出された書類について不備がないかどうか等の確認を行い、かつ、すべての入札参加申請者に対し、公告において指定する日までに、当該確認が終了した旨を通知するものとする。
- 6 郵便による入札に関する取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、仙台市郵便入札実施要領（平成15年10月21日財政局長決裁）第4条から第11条まで（第9条第2項及び第3項を除く。）の規定の例による。

（提案書類の作成費用等）

第9条 入札参加者が提出する書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

（入札の中止等）

- 第10条 市長は、第8条第1項又は第2項の規定による入札参加申請をした者（以下「入札参加者」という。）がなかった場合は、当該入札を中止するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により入札を中止した場合は、入札参加資格を見直して、再び入札を行うものとする。
  - 3 市長は、第1項の規定により入札を中止した場合は、その旨を公告するものとする。

（技術提案等の審査）

- 第11条 市長は、入札者の技術提案等の審査及び採否について、第22条に規定する総合評価委員会の審議に付するものとする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、入札者に対し、技術提案等の内容について説明を求めることができる。

（落札者決定基準）

第12条 落札者決定基準（令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準をいう。以下同じ。）には、技術提案等の内容を評価するための基準（以下「評価基準」という。）及び方法、落札者決定の方法その他の基準を定めるものとする。

（評価基準）

- 第13条 評価基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める基準により定めるものとする。
- (1) 評価項目 事業における六郷ライスセンターの建設のため必要となる技術水準に応じて定めること
  - (2) 標準点 100点とし、提案内容が入札公告に記載された要件を全て満たす場合に限り付与すること
  - (3) 加算点 各評価項目において技術提案等の内容に応じて付与した得点の合計とすること
  - (4) 得点配分 各評価項目の必要性及び重要性の度合いに応じて定めること
  - (5) 得点配分の範囲 各評価項目に設定した得点の合計は30点とすること
  - (6) 技術評価点 標準点及び加算点を加えて得た数値とすること

（評価方法）

第14条 評価は、技術評価点を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）により行うものとする。

（落札者の決定方法）

- 第15条 市長は、次に掲げる要件をすべて満たす入札者のうち、評価値が最も高いものを落札候補者として決定し、その者の入札参加資格を審査するものとする。
- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること
  - (2) 入札に係る性能等が、公告において明らかにした技術的要件のうち、必須とされた項目の最低限の技術的要件をすべて満たしていること

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、当該落札候補者が入札参加資格を有しないと認めた場合は、その入札を無効とするものとする。
- 3 市長は、前項の規定により落札候補者の入札を無効とした場合は、当該落札候補者に次いで評価値が高い入札者で、第1項各号に掲げる要件をすべて満たすものを新たな落札候補者として決定し、その者の入札参加資格を審査するものとする。
- 4 第2項の規定は、前項の規定による審査について準用する。この場合において、同項の規定により新たな落札候補者とした者の入札を無効としたときは、落札候補者とすべき入札者がある限り、前2項の規定の例により新たな落札候補者を決定し、審査を行うものとする。
- 5 市長は、同じ評価値となった落札候補者が2者以上ある場合は、当該落札候補者にくじを引かせて落札候補者の順位を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 6 市長は、第1項又は第3項（第4項において準用する場合を含む。）の規定による審査の結果、当該落札候補者について入札参加資格を有すると認めた場合は、その者を落札者と決定し、入札参加資格を有する旨及び落札者と決定した旨を、電話その他の適切な方法によりその者に通知するものとする。

#### （入札参加資格の審査）

第16条 市長は、前条第1項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により審査を行うに当たっては、落札候補者に対し次に掲げる書類のうち入札公告で指定するもの（以下この条において「資格審査書類」という。）の提出を求めるものとする。

- (1) 特定建設業の許可通知書の写し
- (2) 配置予定の技術者に関する調書
- (3) 類似工事の施工実績調書
- (4) その他必要な書類

- 2 落札候補者は、前項の規定により資格審査書類の提出を求められた場合は、その翌日から起算して2日（閉庁日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）以内に、資格審査書類を市長に提出しなければならない。ただし、入札公告で別に期限を定めた場合又は市長が別に期限を指定した場合は、この限りでない。
- 3 資格審査書類は、書留郵便又は持参により提出するものとする。
- 4 市長は、落札候補者が第2項に規定する提出期限内に資格審査書類を提出しない場合又は落札候補者が入札参加資格の審査のための指示に応じない場合は、その者の入札を入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。
- 5 市長は、前項の規定により落札候補者の入札を無効とした場合は、書面その他の適切な方法により、理由を付して当該落札候補者に通知するものとする。

#### （入札参加非資格者からの理由説明請求に関する審査）

第17条 入札参加非資格者（第8条第1項若しくは第2項の規定により提出する文書に不備があり入札に参加することができないこととされた者又は同条第4項の規定により入札に参加することができないこととされた者をいう。以下この項において同じ。）は、入札公告で指定する日までに、入札参加非資格者とされた理由について市長に説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに書面により回答しなければならない。

#### （入札参加資格の喪失）

第18条 第15条第6項の規定により入札参加資格を有する旨を通知された入札参加者は、開札日から契約締結の日までの間に、次の各号のいずれかの事由に該当することとなった場合は、入札参加資格を失うものとする。

- (1) 第4条第2項に規定する要件を満たさないこととなったとき
- (2) 入札参加申請又は入札に係る提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき

- 2 市長は、入札参加者が前項の規定により入札参加資格を失った場合は、契約を締結しないものとする。

3 市長は、第1項の規定により入札参加資格を失った入札参加者に対し、速やかに書面により理由を付してその旨を通知するものとする。

(情報の公表)

第19条 市長は、第15条第6項の規定により落札者を決定したときは、落札者を含む入札者のすべてに対し速やかにその旨を通知するとともに、契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 落札者を含む全ての入札者の商号又は名称及び所在地
- (2) 落札者を含む全ての入札者の入札価格
- (3) 落札者を含む全ての入札者の評価値

(工事成績評定)

第20条 市長は、入札の結果契約をした落札者がその履行において自らの責により提案内容を満たすことができなかった場合で、その再度の履行を求めることが困難であり、又は合理的でないと認められるときは、その事情に応じ、落札者（連合体の構成員にあっては、その構成員）について、仙台市検査事務要綱（昭和46年8月1日財政局長決裁）第13条第1項に規定する工事成績調書又は同要綱第14条の2の規定において準用される委託業務成績調書の記載において当該成績評定に係る成績評定点を相当程度減ずるものとする。

(提案内容の取扱い)

第21条 入札者の技術提案等については、その後の工事及び設計業務において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、本市が発注する工事及び設計業務に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものについては、この限りでない。

(総合評価委員会の設置)

第22条 次に掲げる事項を審議するため、総合評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 落札者決定基準の策定に関する事項
- (2) 技術提案等を求める範囲に関する事項
- (3) 技術提案等の内容の審査及び採否に関する事項
- (4) 落札候補者の決定に関する事項
- (5) その他前各号に規定する事項に関連する事項

(総合評価委員会の組織等)

第23条 総合評価委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、経済局次長のうち経済局長が指名する者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者並びに学識経験者及び関係機関の職員のうちから市長が委嘱する者（次項において「委嘱委員」という。）をもって充てる。

- (1) 経済局農林部長
- (2) 経済局農林部東部農業復興室長
- (3) 経済局農林部農林土木課長
- (4) 都市整備局公共建築部営繕課長
- (5) 都市整備局公共建築部設備課長
- (6) その他対象工事等に関係する部局の職員で委員長が指名するもの

4 委嘱委員は、前条の案件に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(総合評価委員会の会議)

第24条 委員会の委員長は、委員会の会議（以下この条において「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理す

る。

- 3 会議は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、非公開とする。ただし、委員長が委員会に諮って公開すると決定したときは、この限りでない。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 7 委員長は、会議が終了したときは、必要に応じてその結果を特別委員会に報告するものとする。

(総合評価委員会の運営事項)

第25条 前3条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務局)

第26条 対象工事等に係る入札の実施に関する事務は、経済局農林部東部農業復興室において処理する。

(委任)

第27条 この要綱に定めのない事項については、経済局長が財政局長と協議の上定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年2月20日から実施する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、対象工事等に係る完成を確認するための検査が完了した日限り、その効力を失う。